

教育長	次長	課長	係

23高教政第269号

平成23年5月17日



各市町村（学校組合）教育長 様
各 学 校 長 様

高知県教育委員会事務局
教 育 政 策 課 長

「在外教育施設教員派遣規則（平成23年4月1日改正版）」の送付について（依頼）

日ごろより本県教育の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「平成24年度及び平成25年度在外教育施設派遣教員の推薦について」は、平成23年5月10日付け23高教政第140号通知で依頼しているところです。

このことについて、文部科学省初等中等教育局国際教育課担当から、本年度に改正された規則の送付がありました。

つきましては、標記派遣規則改正版について、管内の学校に周知いただきますようお願いいたします。

【担当】 高知県教育委員会事務局
教育政策課 人事企画担当

在外教育施設教員派遣規則

別添資料 I

文部省訓令第二十七号

昭和五十六年四月二十日

改正昭和五十七年 四月二十八日第 十七号
 // 昭和五十七年 四月二十八日第 十八号
 // 昭和五十七年十二月 十三日第二十五号
 // 昭和五十八年 四月 二十日第 十二号
 // 昭和五十九年 四月二十一日第二十一号
 // 昭和五十九年 七月二十一日第三十一号
 // 昭和 六十年 四月 二十日第 十二号
 // 昭和六十一年十二月 十八日第 二十号
 // 昭和六十一年 四月 十九日第 二十号
 // 昭和六十一年 九月 三十日第三十二号
 // 昭和 六十年 四月 十七日第 五号
 // 昭和六十二年 六月 十七日第 十八号
 // 昭和六十二年 八月 十七日第 二十号
 // 昭和六十二年十一月 十二日第二十九号
 // 昭和六十三年 四月 十八日第二十一号
 // 平成 元年 四月 十八日第 五号
 // 平成 元年 八月 十八日第三十五号
 // 平成 元年 十月 十六日第三十七号
 // 平成 二年 三月 三十日第 四号
 // 平成 二年 四月 十七日第 六号
 // 平成 三年 一月 十八日第 一号
 // 平成 三年 四月 十六日第 十四号
 // 平成 三年 十月 九日第三十一号
 // 平成 四年 四月 十六日第 十三号
 // 平成 四年十二月 十八日第三十二号
 // 平成 五年 四月 十六日第 十七号
 // 平成 五年 七月 十三日第二十二号
 // 平成 五年 十月 十八日第二十五号
 // 平成 五年十二月 十六日第二十六号
 // 平成 六年 三月二十三日第 三号
 // 平成 六年 四月 十八日第 十号
 // 平成 六年十二月 十二日第四十三号
 // 平成 七年 一月 五日第 一号
 // 平成 七年 四月 十八日第 十二号
 // 平成 七年 五月二十五日第 十五号
 // 平成 七年 八月二十五日第 十七号
 // 平成 七年 十月 三十日第 二十号
 // 平成 七年十二月 二十日第二十二号
 // 平成 八年 四月 十九日第 八号
 // 平成 八年 五月 十一日第 十二号
 // 平成 九年 三月三十一日第二十三号
 // 平成 九年 四月二十一日第二十五号
 // 平成 十年 二月 二十日第 四号
 // 平成 十年 四月二十一日第 二十号
 // 平成 十一年 三月 四日第 一号
 // 平成 十一年 四月 十五日第 十二号
 // 平成 十一年 九月 二十日第 十八号
 // 平成 十一年十二月 二十日第二十一号

〃	平成	十二年	一月	二十日	第 一 号
〃	平成	十二年	四月	十四日	第 十九号
〃	平成	十二年	四月	十四日	第 二十号
〃	平成	十二年	四月	十四日	第 二十一号
〃	平成	十二年	四月	二十一日	第 二十二号
〃	平成	十二年	八月	十五日	第 二十四号
〃	平成	十三年	一月	六日	第 三十四号
〃	平成	十三年	一月	三十日	第 三十五号
〃	平成	十三年	三月	十三日	第 三十六号
〃	平成	十三年	五月	九日	第 五十四号
〃	平成	十三年	十一月	二日	第 六十九号
〃	平成	十四年	一月	二十五日	第 一 号
〃	平成	十四年	四月	二十二日	第 十 号
〃	平成	十五年	一月	二十一日	第 一 号
〃	平成	十五年	四月	十七日	第 十四号
〃	平成	十五年	八月	十五日	第 十七号
〃	平成	十五年	十一月	二十日	第 三十号
〃	平成	十六年	四月	二十一日	第 八 号
〃	平成	十六年	十二月	十六日	第 十二号
〃	平成	十七年	三月	二十五日	第 一 号
〃	平成	十八年	一月	五日	第 一 号
〃	平成	十八年	四月	十九日	第 九 号
〃	平成	十八年	四月	十九日	第 十 号
〃	平成	十八年	七月	二十一日	第 十四号
〃	平成	十八年	八月	二十五日	第 十六号
〃	平成	十九年	二月	二十八日	第 二 号
〃	平成	十九年	五月	二十三日	第 七 号
〃	平成	二十年	三月	三十一日	第 二 号
〃	平成	二十年	四月	二十五日	第 六 号
〃	平成	二十年	十一月	二十六日	第 十二号
〃	平成	二十一年	一月	二十八日	第 一 号
〃	平成	二十一年	四月	二十一日	第 八 号
〃	平成	二十一年	七月	三十日	第 十 号
〃	平成	二十一年	十月	三十日	第 十三号
〃	平成	二十三年	二月	十七日	第 一 号
〃	平成	二十三年	四月	一日	第 八 号

(趣 旨)

第 一 条 この規則は、在外教育施設に派遣する教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 二 条 この規則において「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。

2 この規則において「派遣教員」とは、本邦から在外教育施設に派遣される本邦の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは教諭又は教育委

員会の事務局に置かれる職員（次条において「教員等」という。）をいう。

（派遣教員の委嘱）

第 三 条 派遣教員は、別に定めるところにより、教員等のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

第 四 条 削除

（派遣時期及び期間）

第 五 条 派遣教員の派遣時期は、原則として年度当初とする。

2 派遣教員の派遣期間は原則として二年間とする。ただし、文部科学大臣が必要と認める場合には、二年間を限度に派遣期間を延長することができる。

（解嘱）

第 五 条 の 二 文部科学大臣は、派遣教員が職務を継続することが適当でないと認める場合には、第三条第一項の規定による委嘱を解くことができる。

（旅費の支給）

第 六 条 派遣教員又は派遣教員の扶養親族（配偶者（派遣教員である者を除く。）並びに十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子で、主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの及び心身障害の子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる場合には、派遣教員に対し、旅費を支給する。

一 派遣教員が在外教育施設に赴き、又は帰国した場合

二 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合

三 派遣教員が第十二条に規定する一時帰国で、在勤中の在外教育施設の所在地（以下「在勤地」という。）と本邦の間を旅行した場合

四 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に、文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合

五 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の在外教育施設在勤中において文部科学大臣の許可を受け、同一在勤地について一回限り、当該在勤地に呼び寄せられ、又は本邦に帰せられた場合

六 派遣教員が初等中等教育局長から在勤地の近隣地域に在留する邦人子女に対する巡回指導を依頼され、当該巡回指導のための旅行をした場合

七 派遣教員が、初等中等教育局長から補習授業校現地採用講師研修会の指導講師を依頼され、当該研修会のための旅行をした場合

八 在外教育施設の校長が、日本人学校校長研究協議会（外務省及び文部科学省が、日本人学校運営委員会と共同して開催するものに限る。）のための旅行をした場合

2 派遣教員が在勤地で死亡し、又は前項第一号若しくは第六号から第八号までの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合は、当該派遣教員の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに派遣教員の死亡当時派遣教員と生計を一にしていた他の親族をいう。）に対し、死亡手当を支給する。

3 派遣教員が在勤地で死亡した場合において、当該派遣教員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族に対し、旅費を支給する。

4 在外教育施設在勤中の派遣教員の配偶者（派遣教員である者を除く。）が当該派遣教員の在勤地において死亡し、又は第一項第二号若しくは第五号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該派遣教員に対し、死亡手当を支給する。

5 前四項により支給する旅費の額、支給条件等は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び文部科学省所管旅費規則（平成十三年文部科学省訓令第二十七号）に定めるもののほか、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

（在勤手当）

第 七 条 在勤手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとする。

2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、健康管理手当、不健康地健康管理手当、高地手当及び防犯手当とする。

3 在勤基本手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

4 住居手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給する。

5 配偶者手当は、配偶者を伴う派遣教員に支給する。

6 子女教育手当は、派遣教員の子のうち次に掲げるもので主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が派遣教員の在勤地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 四歳以上十八未満の子

二 十八歳に達した子であつて、就学する学校（子女教育手当支給要項で定める学校を除く）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過するまでの間にあるもの

7 健康管理手当は、一年以上勤務した派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給する。

ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。

8 不健康地健康管理手当は、長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる地に所在する在外教育施設で別表第1左欄に掲げるものに二年以上勤務した派遣教員及びその扶養親族が、一年度一回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。

9 高地手当は、標高の高い地に所在する在外教育施設で別表第2に掲げるものに勤務する派遣教員及びその扶養親族が、一年度二回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。

10 防犯手当は、治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として初等中等教育局長が別に定めるものに勤務する派遣教員が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給する。

(在勤手当の支給額)

第 八 条 在勤基本手当の月額、別表第3に定めるところによる。

- 2 住居手当の月額は、派遣教員が居住している家具付きでない住宅の一月に要する家賃の額（派遣教員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）に相当する額（その額が別表第4に定める限度額（扶養親族を伴わない派遣教員の場合にあつては、当該限度額の百分の八十に相当する額）を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 3 配偶者手当の月額は、在勤基本手当月額の百分の十二・五に相当する額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 4 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき一八、〇〇〇円とする。ただし、年少子女（六歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）が、派遣教員の在勤地において学校教育を受けるときは、授業料その他年少子女が学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費に応じて、初等中等教育局長が別に定める額を加算することができる。
- 5 健康管理手当の額は、毎年七月一日において派遣教員が伴う配偶者の有無に応じ、別表第5に定めるところによる。
- 6 不健康地健康管理手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第6左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費の額のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
 - 一 配偶者を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の百に相当する額
 - 二 子を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額
- 7 高地手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第7左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
 - 一 配偶者を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の百に相当する額
 - 二 子を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額

- 8 防犯手当の月額は、派遣教員が警備員を雇用し、若しくは警備機器を借り上げ、又はその両方を行うために一月に要する経費の六分の五とする。

(在勤手当の支給期間)

- 第 九 条 在勤基本手当及び住居手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。
- 2 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により在勤基本手当を支給する。
 - 3 在勤基本手当の支給期間中に第十二条に規定する一時帰国又は私費一時帰国した派遣教員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日を超えるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

- 4 住居手当の支給期間中に住居手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により住居手当を支給する。
- 5 派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。
- 6 配偶者手当及び子女教育手当の支給期間は、派遣教員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日（派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地において配偶者又は年少子女となった場合にあっては、配偶者又は年少子女となった日）から、当該派遣教員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（配偶者又は年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者又は年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者又は年少子女がその日の前に配偶者又は年少子女でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者又は年少子女でなくなった日又は死亡した日）までとする。
- 7 配偶者手当又は子女教育手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当又は子女教育手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めたときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員の配偶者又は年少子女に配偶者手当又は子女教育手当を支給することができる。
- 8 防犯手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。
- 9 防犯手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで防犯手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めたときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に防犯手当を支給することができる。

（在勤手当の支給方法）

- 第 十 条 在勤手当（健康管理手当、不健康地健康管理手当及び高地手当を除く。以下この条及び第十一条において同じ。）は、毎月一回、その月額をその月の二十一日に支給する。ただし、その月の二十一日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、二十一日の直後の平日を支給定日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が満了する月及び特別の事情がある場合の在勤手当は、初等中等教育局長が別に定める日に支給する。
 - 3 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。
 - 4 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。
 - 5 健康管理手当については、毎年一回、その額を七月二十一日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、直後の平日を支給定日とする。
 - 6 不健康地健康管理手当及び高地手当については、当該手当の対象となる旅行が行われた後に支給する。

第 十 一 条 第八条及び第九条に定めるもののほか、在勤手当の級の適用に関する基準は、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

(一時帰国及び私費帰国)

第十二条 派遣教員は、その派遣期間中において、別に定めるところにより本邦に一時帰国又は私費一時帰国することができる。

(旅費等の返還)

第十三条 派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族が特別の事由により文部科学大臣の許可を受けて帰国する場合を除き、当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日から六月に満たないで帰国する場合には、第六条第一項第二号及び第五号並びに第七条第五項及び第六項の規定にかかわらず旅費、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

2 前項の場合において、既に支給された旅費、配偶者手当及び子女教育手当があるときには、これを返還しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が六月未満の派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族に係る旅費、配偶者手当及び子女教育手当の取り扱いについては、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

第十四条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和五十六年四月二十日から実施し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施し、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年十二月十三日から実施し、昭和五十七年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十八年四月二十日から実施し、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月二十一日から実施し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年七月二十一日から実施し、昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年四月二十日から実施し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年十二月十八日から実施し、昭和六十年十二月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月十九日から実施し、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年十月一日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年六月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年八月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年十一月十二日から実施し、昭和六十二年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十三年四月十八日から実施し、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年四月十八日から実施し、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年八月十八日から実施する。ただし、別表第2の改正規定のうち級別の欄に係る部分は、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年十月十六日から実施し、平成元年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年三月三十日から実施し、平成二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年四月十七日から実施し、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年一月十八日から実施し、別表第1の改正規定は、平成二年十月一日から、別表第2の改正規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年四月十六日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年十月九日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年四月十六日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年十二月十八日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年四月十七日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年七月十三日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十月十八日から実施し、平成五年十月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十二月十六日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成六年四月十八日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年十二月十二日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年一月五日から実施し、平成七年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年四月十八日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年五月二十五日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年八月二十五日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十二月二十日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年四月十九日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年五月十一日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年三月三十一日から実施し、別表第3の改正規定は、平成八年八月一日から、別表第4の改正規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年四月二十一日から実施し、平成九年四月一日から適用する

附 則

1. この訓令は、平成十年二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成九年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成九年八月分から平成十年一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。
- 3 派遣教員の平成十年二月分の在勤基本手当（月額）については、その者に係る新額がその者に係る旧額を下回るときは、旧額から新額を差し引いた額を新額から差し引いた額をもって当該在勤

基本手当（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十年四月二十一日から実施し、平成十年四月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年三月四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十年八月分から平成十一年二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十一年四月十五日から実施し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十一年九月二十日から実施し、平成十一年九月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年十二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十一年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十一年八月分から平成十一年十一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十二年一月二十日から実施し、平成十二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十一年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月二十一日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年八月十五日から実施し、平成十二年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十三年一月三十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十二年八月一日から適用する。

- 2 派遣教員の平成十二年八月分から十二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十三年五月九日から実施し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十四年一月二十五日から実施し、平成十四年一月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月二十二日から実施し、平成十四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の在外教育施設教員派遣規則第六条第一項及び第八条第二項の規定は、この訓令の適用日以後に文部科学大臣の委嘱を受けた者について適用し、適用日前に文部科学大臣の委嘱を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年一月二十一日から実施し、平成十四年十一月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十四年十一月分から十二月分までの在勤基本手当支給額（月額）については、その者に係るこの訓令による改正後の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月十七日から実施し、平成十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年八月十五日から実施し、平成十五年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年十一月二十日から実施し、平成十五年八月一日から適用する

附 則

この訓令は、平成十六年四月二十一日から実施し、平成十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から実施し、平成十六年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から実施し、平成十七年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月十九日から実施し、平成十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年七月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、決定の日から実施し、第一条の規定による改正後の在外教育施設教員派遣規則の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年三月一日から実施し、改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十九年五月二十三日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 在外教育施設教員派遣規則に基づき派遣されている派遣教員であって平成十九年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から実施し、平成十九年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月二十五日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年十一月二十六日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 北京、天津、青島、上海、蘇州、サン・ホセ、フランクフルト、ブタペスト及びワルシャワに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年一月二十八日から実施し、平成二十一年一月一日から適用する。
- 2 在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年一月の在勤基本手当の月額は、改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 3 台北、台中及び高雄に所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年二月及び三月の在外基本手当の月額については、新派遣規則別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 4 青島に所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年十二月三十一日において、現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、新派遣教員規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月二十一日から実施し、平成二十一年四月一日から適用する。
- 2 コタキナバル、アスンシオン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であつて、平成二十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十一年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十一年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十三年三月一日から実施する。
- 2 ハノイ、シンガポール、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、ヤンゴン、マニラ、ペナン、コタキナバル、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ボストン、ブエノスアイレス、サンチャゴ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ブタペスト、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ジェッダ及びバハレーンに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であつて、平成二十三年二月二十八日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月十八日から実施し、平成二十三年四月一日から適用する。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育施設及び保養地域

[illegible]

別表第2 高地手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育施設

在 外 教 育 施 設 名	
ボ	ゴ
日本メキシコ学院	日本コース

在勤基本手当支給額（月額）

（単位：円）

地域	所在地	校長	教頭	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
アジア	ニューデリー ボンベイ チェンナイ シヤカル バンブー スラバヤ ハイ ホーチン シガポール コロンボ バンコク ジャカル 釜山 北京 天津 青島 上海 蘇州 杭州 広州 深セン 大連 香港 イスタンブール カラチ ダッカ ヤゴン マニラ クアラルンプール ジャカル ベトナム コロンボ 台北 台中 高雄 マニラ グアム アトランタ ジャカル ローリー シン・アナン	488,600	438,400	388,200	361,500	334,700	307,900	287,800	267,800	247,700	227,600
		488,600	438,400	388,200	361,500	334,700	307,900	287,800	267,800	247,700	227,600
		488,600	438,400	388,200	361,500	334,700	307,900	287,800	267,800	247,700	227,600
		411,100	368,900	326,600	304,100	281,600	259,100	242,200	225,300	208,400	191,500
		411,100	368,900	326,600	304,100	281,600	259,100	242,200	225,300	208,400	191,500
		444,600	398,900	353,300	328,900	304,600	280,200	261,900	243,700	225,400	207,100
		395,900	355,300	314,600	292,900	271,200	249,500	233,200	217,000	200,700	184,400
		395,600	354,900	314,300	292,600	271,000	249,300	233,000	216,800	200,500	184,300
		403,900	362,400	320,900	298,800	276,600	254,500	237,900	221,300	204,700	188,100
		427,300	383,400	339,500	316,100	292,700	269,300	251,700	234,200	216,600	199,000
		337,900	303,200	268,500	260,000	231,500	212,900	199,100	185,200	171,300	157,400
		337,900	303,200	268,500	260,000	231,500	212,900	199,100	185,200	171,300	157,400
		380,400	341,400	302,300	281,400	260,600	239,700	224,100	208,500	192,900	177,200
		364,900	327,400	290,000	270,000	250,000	230,000	215,000	200,000	185,000	170,000
		441,400	396,000	350,700	326,500	302,300	278,100	260,000	241,900	223,700	205,600
		441,400	396,000	350,700	326,500	302,300	278,100	260,000	241,900	223,700	205,600
		407,500	365,600	323,800	301,400	279,100	256,800	240,000	223,300	206,600	189,800
		430,200	386,000	341,800	318,200	294,700	271,100	253,400	235,700	218,100	200,400
		430,200	386,000	341,800	318,200	294,700	271,100	253,400	235,700	218,100	200,400
		407,500	365,600	323,800	301,400	279,100	256,800	240,000	223,300	206,600	189,800
		407,500	365,600	323,800	301,400	279,100	256,800	240,000	223,300	206,600	189,800
		417,200	374,400	331,500	308,600	285,800	262,900	245,800	228,600	211,500	194,300
		403,500	362,100	320,600	298,500	276,400	254,300	237,700	221,100	204,500	188,000
		578,400	519,000	459,600	427,900	396,200	364,500	340,700	316,900	293,200	269,400
		610,500	547,800	485,000	451,600	418,200	384,700	359,600	334,500	309,400	284,400
		563,600	505,700	447,800	416,900	386,000	355,200	332,000	308,800	285,700	262,500
		610,100	547,400	484,800	451,300	417,900	384,500	359,400	334,300	309,300	284,200
		359,900	322,900	285,900	266,200	246,500	226,800	212,000	197,200	182,400	167,600
		328,200	294,500	260,700	242,800	224,800	206,800	193,300	179,800	166,400	152,900
		328,200	294,500	260,700	242,800	224,800	206,800	193,300	179,800	166,400	152,900
		328,200	294,500	260,700	242,800	224,800	206,800	193,300	179,800	166,400	152,900
		403,500	362,100	320,600	298,500	276,400	254,300	237,700	221,100	204,500	188,000
		403,500	362,100	320,600	298,500	276,400	254,300	237,700	221,100	204,500	188,000
		403,500	362,100	320,600	298,500	276,400	254,300	237,700	221,100	204,500	188,000
		360,600	323,600	286,500	266,800	247,000	227,300	212,400	197,600	182,800	168,000
		352,000	315,800	279,600	260,400	241,100	221,800	207,300	192,900	178,400	164,000
		345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
		345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
		345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
		364,900	327,400	290,000	270,000	250,000	230,000	215,000	200,000	185,000	170,000
北米	アトランタ	403,500	362,100	320,600	298,500	276,400	254,300	237,700	221,100	204,500	188,000
		403,500	362,100	320,600	298,500	276,400	254,300	237,700	221,100	204,500	188,000

在勤基本手当支給額（月額）

（単位：円）

地域	所在地	級 別									
		校長	教頭	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
中南米	シアトル	349,400	313,500	277,600	258,500	239,400	220,200	205,900	191,500	177,100	162,800
	シカゴ	364,200	326,800	289,400	269,400	249,500	229,500	214,600	199,600	184,600	169,700
	クリエーション	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	カリフォルニア西部	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	インディアナ	364,200	326,800	289,400	269,400	249,500	229,500	214,600	199,600	184,600	169,700
	デトロイト	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	バトミリーク	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	コロハス	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	シンシナティ	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	中部メネン	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	セントラマンタキ	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	イーストネー	345,800	310,300	274,800	255,800	236,900	217,900	203,700	189,500	175,300	161,100
	ニュー・ヨーク	394,500	354,000	313,500	291,800	270,200	248,600	232,400	216,200	200,000	183,800
	ニュー・ジャージー	394,500	354,000	313,500	291,800	270,200	248,600	232,400	216,200	200,000	183,800
	アリゾナ	394,500	354,000	313,500	291,800	270,200	248,600	232,400	216,200	200,000	183,800
	ワイディング	394,500	354,000	313,500	291,800	270,200	248,600	232,400	216,200	200,000	183,800
	ヒューストン	364,200	326,800	289,400	269,400	249,500	229,500	214,600	199,600	184,600	169,700
	ダラス	364,200	326,800	289,400	269,400	249,500	229,500	214,600	199,600	184,600	169,700
	ボートランド	334,700	300,300	265,900	247,600	229,200	210,900	197,100	183,400	169,600	155,900
	ボートン	364,900	327,400	290,000	270,000	250,000	230,000	215,000	200,000	185,000	170,000
	ボノル	364,900	327,400	290,000	270,000	250,000	230,000	215,000	200,000	185,000	170,000
	マイアミ	360,600	323,600	286,500	266,800	247,000	227,300	212,400	197,600	182,800	168,000
	ロス・アンジェルス	364,900	327,400	290,000	270,000	250,000	230,000	215,000	200,000	185,000	170,000
	サンディエゴ	364,900	327,400	290,000	270,000	250,000	230,000	215,000	200,000	185,000	170,000
	バンクーバー	420,800	377,600	334,400	311,300	288,300	265,200	247,900	230,600	213,300	196,000
	トロント	427,300	383,400	339,500	316,100	292,700	269,300	251,700	234,200	216,600	199,000
	ブエノスアイレス	318,100	285,400	252,700	235,300	217,900	200,400	187,400	174,300	161,200	148,200
	カラカス	466,300	418,400	370,500	344,900	319,400	293,800	274,700	255,500	236,300	217,200
	グアテマラ	453,600	407,000	360,400	335,600	310,700	285,900	267,200	248,600	229,900	211,300
	サン・ルイス	390,900	350,700	310,600	289,200	267,800	246,300	230,300	214,200	198,200	182,100
	ボコタ	485,700	435,800	385,900	359,300	332,700	306,100	286,100	266,200	246,200	226,300
	サンチャゴ	408,600	366,600	324,600	302,200	279,900	257,500	240,700	223,900	207,100	190,300
	パナマ	379,700	340,700	301,700	280,900	260,100	239,300	223,700	208,100	192,500	176,900
	サンパウロ	507,700	455,600	403,400	375,600	347,800	320,000	299,100	278,200	257,400	236,500

在勤基本手当支給額(月額)

(單位：円)

地域	所在地	級								別	
		校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級		7級
歐洲	リオ・デ・ジ・ヤネロ	510,600	458,100	405,700	377,700	349,700	321,800	300,800	279,800	258,800	237,800
	マオス	548,100	491,800	435,500	405,500	375,400	345,400	322,900	300,400	277,800	255,300
	アスシオン	402,100	360,800	319,500	297,400	275,400	253,400	236,900	220,300	203,800	187,300
	リマ	504,100	452,300	400,500	372,900	345,300	317,700	297,000	276,200	255,500	234,800
	メキシコ	441,400	396,000	350,700	326,500	302,300	278,100	260,000	241,900	223,700	205,600
	アグアス・カリエンテス	441,400	396,000	350,700	326,500	302,300	278,100	260,000	241,900	223,700	205,600
	グ・ア・グ・ラ・ナ	441,400	396,000	350,700	326,500	302,300	278,100	260,000	241,900	223,700	205,600
	ローマ	454,000	407,400	360,700	335,800	311,000	286,100	267,400	248,800	230,100	211,500
	ミラノ	464,500	416,700	369,000	343,600	318,100	292,700	273,600	254,500	235,400	216,300
	ウーレン	462,300	414,800	367,300	342,000	316,700	291,300	272,300	253,300	234,300	215,300
	チュールリット	493,300	442,600	391,900	364,900	337,900	310,900	290,600	270,300	250,100	229,800
	ジ・エネ・ブ	493,300	442,600	391,900	364,900	337,900	310,900	290,600	270,300	250,100	229,800
	アムステルダム	438,500	393,400	348,400	324,400	300,400	276,300	258,300	240,300	222,300	204,300
	ロッテルダム	438,500	393,400	348,400	324,400	300,400	276,300	258,300	240,300	222,300	204,300
	アテネ	438,900	393,800	348,700	324,600	300,600	276,600	258,500	240,500	222,500	204,400
	ストックホルム	442,500	397,000	351,600	327,300	303,100	278,800	260,600	242,500	224,300	206,100
	マドリード	436,000	391,200	346,400	322,500	298,600	274,700	256,800	238,900	221,000	203,100
	ハムブルグ	439,600	394,400	349,300	325,200	301,100	277,000	258,900	240,900	222,800	204,800
	モスクワ	489,000	438,700	388,500	361,700	334,900	308,100	288,000	268,000	247,900	227,800
	ペーリン	434,500	389,900	345,200	321,400	297,600	273,800	256,000	238,100	220,300	202,400
	デュッセルドルフ	430,900	386,700	342,400	318,800	295,200	271,600	253,800	236,100	218,400	200,700
	ミュンヘン	434,500	389,900	345,200	321,400	297,600	273,800	256,000	238,100	220,300	202,400
	ハンブルグ	434,500	389,900	345,200	321,400	297,600	273,800	256,000	238,100	220,300	202,400
	フランクフルト	434,500	389,900	345,200	321,400	297,600	273,800	256,000	238,100	220,300	202,400
	ブダペスト	449,700	403,500	357,300	332,600	308,000	283,400	264,900	246,400	227,900	209,500
	ブダペスト	451,100	404,800	358,400	333,700	309,000	284,300	265,700	247,200	228,700	210,100
	パリ	440,300	395,100	349,800	325,700	301,600	277,500	259,400	241,300	223,200	205,100
	ワルシャワ	410,000	367,900	325,800	303,300	280,800	258,400	241,500	224,700	207,800	191,000
	ブダペスト	416,900	374,000	331,200	308,400	285,500	262,700	245,600	228,400	211,300	194,200
	ロンドン	425,900	382,100	338,400	315,000	291,700	268,400	250,900	233,400	215,900	198,400
	ダ・ビー	425,900	382,100	338,400	315,000	291,700	268,400	250,900	233,400	215,900	198,400
	トニー	442,800	397,300	351,800	327,600	303,300	279,100	260,900	242,700	224,500	206,300
ハース	434,900	390,200	345,500	321,700	297,900	274,100	256,200	238,300	220,400	202,600	
カルネン	438,900	393,800	348,700	324,600	300,600	276,600	258,500	240,500	222,500	204,400	
クイーンズランド	434,900	390,200	345,500	321,700	297,900	274,100	256,200	238,300	220,400	202,600	
カンタベリー	423,000	379,500	336,100	312,900	289,700	266,600	249,200	231,800	214,400	197,000	

在勤基本手当支給額（月額）

（単位：円）

地域	所在地	級 別									
		校長	教頭	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
中近東	77ダビ	414,000	371,400	328,900	306,200	283,600	260,900	243,900	226,900	209,800	192,800
	トバイ	415,400	372,700	330,100	307,300	284,500	261,800	244,700	227,600	210,600	193,500
	アブダビ	623,800	559,700	495,600	461,500	427,300	393,100	367,500	341,800	316,200	290,600
	オマーン	413,300	370,800	328,300	305,700	283,100	260,400	243,400	226,500	209,500	192,500
	ドバイ	420,800	377,600	334,400	311,300	288,300	265,200	247,900	230,600	213,300	196,000
	リヤド	547,000	490,800	434,600	404,700	374,700	344,700	322,200	299,800	277,300	254,800
	ジッダ	449,300	403,200	357,000	332,400	307,800	283,100	264,700	246,200	227,800	209,300
	バハレーン	424,400	380,800	337,200	314,000	290,700	267,500	250,000	232,600	215,100	197,700
	イスラマブール	495,100	444,200	393,400	366,300	339,100	312,000	291,700	271,300	251,000	230,600
	カイロ	438,900	393,800	348,700	324,600	300,600	276,600	258,500	240,500	222,500	204,400
77リカ	ナイロビ	523,200	469,500	415,700	387,100	358,400	329,700	308,200	286,700	265,200	243,700
	ヨハネスブルグ	451,800	405,400	359,000	334,200	309,500	284,700	266,200	247,600	229,000	210,500
	ケープタウン	588,800	528,400	467,900	435,600	403,300	371,100	346,900	322,700	298,500	274,300

1 級別の欄の適用は、次の基準によるものとする。

- 校長 第3条の規定により文部科学大臣から校長の委嘱を受けた者
 教頭 第3条の規定により文部科学大臣から教頭の委嘱を受けた者
 1級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者
 2級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者
 3級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者
 4級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者
 5級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者
 6級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者
 7級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者
 8級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者

別 表 第 4

住居手当に係る限度額 (月額)

地域	所 在 地	単 位	級 別		
			1 級	2 級	3 級
アジア	ニ ュ ー ・ デ リ ー	米・ドル	2,877	2,557	2,237
	ボ ン ベ イ	米・ドル	4,186	3,720	3,255
	チ ェ ン ナ イ	米・ドル	828	736	644
	ジ ャ カ ル タ	米・ドル	2,364	2,102	1,839
	バ ン ド ン	米・ドル	2,364	2,102	1,839
	ス ラ バ ヤ	米・ドル	1,598	1,420	1,243
	ハ ノ イ	米・ドル	3,134	2,786	2,438
	ホ ー チ ミ ン	米・ドル	3,457	3,072	2,688
	シ ン ガ ポ ー ル	シンガポール・ドル	5,416	4,815	4,213
	コ ロ ン ボ	米・ドル	1,357	1,206	1,055
	バ ン コ ク	タイ・バーツ	72,915	64,813	56,712
	シ ラ チ ヤ	タイ・バーツ	72,915	64,813	56,712
	ソ ウ ル	ウォン	2,572,319	2,286,506	2,000,693
	釜 山	ウォン	1,509,184	1,341,497	1,173,810
	北 京	米・ドル	3,619	3,217	2,815
	天 津	米・ドル	3,619	3,217	2,815
	青 島	米・ドル	2,357	2,095	1,833
	上 海	米・ドル	3,691	3,280	2,870
	蘇 州	米・ドル	3,691	3,280	2,870
	杭 州	米・ドル	3,691	3,280	2,870
	広 州	米・ドル	3,102	2,757	2,413
	深 セ ン	米・ドル	3,102	2,757	2,413
	大 連	米・ドル	3,091	2,747	2,404
	香 港	香港ドル	38,116	33,881	29,646
	イ ス ラ マ バ ー ド	米・ドル	2,111	1,877	1,642
	カ ラ チ	米・ドル	1,821	1,618	1,416
	ダ ツ カ	米・ドル	1,449	1,288	1,127
	ヤ ン ゴ ン	米・ドル	1,790	1,591	1,392
	マ ニ ラ	米・ドル	2,000	1,778	1,556
	ク ア ラ ル ン プ ー ル	マレーシア・リングギ	4,361	3,876	3,392
	ジ ョ ホ ー ル	マレーシア・リングギ	4,361	3,876	3,392
	ペ ナ ン	マレーシア・リングギ	3,226	2,868	2,509
	コ タ キ ナ バ ル	マレーシア・リングギ	2,668	2,372	2,075

	台	北	米・ドル	1,798	1,598	1,398					
	台	中	米・ドル	1,798	1,598	1,398					
	高	雄	米・ドル	1,798	1,598	1,398					
北米	ワ	シ	ン	ト	ン	米・ドル	1,893	1,683	1,472		
	グ	ア	ム	米・ドル	1,851	1,645	1,440				
	ア	ト	ラ	ン	タ	米・ドル	1,248	1,109	970		
	シ	ャ	ー	ロ	ッ	ト	米・ドル	1,248	1,109	970	
	ロ	ー	リ	ー	米・ドル	1,248	1,109	970			
	サン・フランシスコ	米・ドル	2,089	1,857	1,625						
	シ	ア	ト	ル	米・ドル	1,539	1,368	1,197			
	シ	カ	ゴ	米・ドル	1,972	1,752	1,533				
	オ	ハ	イ	オ	西	部	米・ドル	1,500	1,333	1,167	
	インディアン	米・ドル	1,972	1,752	1,533						
	デ	ト	ロ	イ	ト	米・ドル	1,500	1,333	1,167		
	バ	ト	ル	ク	リ	ー	ク	米・ドル	1,500	1,333	1,167
	コ	ロ	ン	バ	ス	米・ドル	1,500	1,333	1,167		
	シンシナティ	米・ドル	1,500	1,333	1,167						
	中部	テ	ネ	シ	ー	米・ドル	1,248	1,109	970		
	セントラルケンタッキー	米・ドル	1,248	1,109	970						
	イーストテネシー	米・ドル	1,248	1,109	970						
	ニュー・ヨーク	米・ドル	3,795	3,374	2,952						
	ニュージャージー	米・ドル	3,795	3,374	2,952						
	プリンストン	米・ドル	3,795	3,374	2,952						
	フィラデルフィア	米・ドル	3,795	3,374	2,952						
	ピッツバーグ	米・ドル	3,795	3,374	2,952						
	ヒューストン	米・ドル	1,601	1,423	1,245						
	ダ	ラ	ス	米・ドル	1,601	1,423	1,245				
	ポートランド	米・ドル	1,118	994	869						
	ボ	ス	ト	ン	米・ドル	2,159	1,919	1,679			
	ホ	ノ	ル	ル	米・ドル	1,970	1,751	1,532			
	マ	イ	ア	ミ	米・ドル	1,756	1,561	1,366			
	ロス・アンジェルス	米・ドル	1,890	1,680	1,470						
	サンディエゴ	米・ドル	1,890	1,680	1,470						
	バンクーバー	カナダ・ドル	2,069	1,839	1,609						
	トロント	カナダ・ドル	1,651	1,468	1,284						
中南米	ブエノスアイレス	米・ドル	2,326	2,068	1,809						
	カラカス	米・ドル	2,416	2,147	1,879						
	グアテマラ	米・ドル	1,168	1,038	908						

	サ	ン	・	ホ	セ	米・ドル	1,212	1,077	943
	ボ		ゴ		タ	米・ドル	1,498	1,331	1,165
	サ	ン	チ	ャ	ゴ	米・ドル	1,333	1,184	1,036
	パ		ナ		マ	米・ドル	1,708	1,518	1,328
	サ	ン	パ	ウ	ロ	米・ドル	2,348	2,087	1,826
	リオ・デ・	ジャ	ネイ	ロ		米・ドル	2,309	2,053	1,796
	マ		ナ	ウ	ス	米・ドル	1,343	1,194	1,044
	ア	ス	ン	シ	オン	米・ドル	1,395	1,240	1,085
	リ				マ	米・ドル	1,560	1,387	1,214
	メ		キ		シ	米・ドル	1,976	1,756	1,537
	ア	グ	ア	ス	カリエンテ	米・ドル	1,976	1,756	1,537
	グ	ア	ダ	ラ	ハラ	米・ドル	1,976	1,756	1,537
欧州	ロ		ー		マ	ユーロ	1,402	1,247	1,091
	ミ		ラ		ノ	ユーロ	1,524	1,354	1,185
	ウ		イ	ー	ン	ユーロ	1,608	1,429	1,250
	チ	ュ	ー	リ	ッヒ	スイス・フラン	2,816	2,503	2,190
	ジ	ュ	ネ	ー	ブ	スイス・フラン	2,816	2,503	2,190
	ア	ム	ス	テ	ルダム	ユーロ	1,492	1,326	1,161
	ロ	ッ	テ	ル	ダム	ユーロ	1,492	1,326	1,161
	ア		テ		ネ	ユーロ	1,184	1,053	921
	ス	ト	ック	ホ	ルム	スウェーデン・クローネ	11,010	9,786	8,563
	マ	ド	リ	ッ	ド	ユーロ	1,489	1,323	1,158
	バ	ル	セ	ロ	ナ	ユーロ	1,622	1,441	1,261
	モ		ス	ク	ワ	米・ドル	4,330	3,848	3,367
	ベ		ル		リン	ユーロ	1,659	1,475	1,290
	デュ	ッ	セル	ドル	フ	ユーロ	1,282	1,139	997
	ハ	ン	ブ	ル	グ	ユーロ	1,288	1,145	1,002
	フ	ラ	ン	ク	フルト	ユーロ	1,537	1,366	1,195
	ミ	ュ	ン	ヘ	ン	ユーロ	1,439	1,279	1,119
	ブ	タ	ペ	ス	ト	ユーロ	1,548	1,376	1,204
	プ		ラ		ハ	チェコ・コルナ	31,695	28,173	24,651
	プ	ラ	ッ	セ	ル	ユーロ	1,604	1,426	1,248
	パ				リ	ユーロ	2,008	1,785	1,562
	ワ	ル	シ	ャ	ワ	ユーロ	1,747	1,553	1,359
	ブ	カ	レ	ス	ト	ユーロ	1,448	1,287	1,126
	ロ	ン		ド	ン	スターリング・ポンド	1,936	1,721	1,506
大洋州	シ		ド		ニ	オーストラリア・ドル	2,911	2,587	2,264
	パ		ー		ス	オーストラリア・ドル	2,125	1,889	1,653

	メルボルン	オーストラリア・ドル	2,183	1,940	1,698
	クイーンズランド	オーストラリア・ドル	1,959	1,742	1,524
	カンタベリー	オーストラリア・ドル	2,104	1,870	1,637
中近東	アブダビ	ディルハム	16,252	14,446	12,640
	ドバイ	ディルハム	12,300	10,933	9,567
	テヘラン	ユーロ	2,319	2,061	1,804
	オマーン	米・ドル	2,770	2,463	2,155
	ドーハ	米・ドル	2,995	2,662	2,329
	リアド	米・ドル	3,319	2,950	2,581
	ジエツダ	米・ドル	3,791	3,370	2,948
	バハレーン	米・ドル	3,398	3,020	2,643
	イスタンブール	米・ドル	2,282	2,028	1,774
	カイロ	米・ドル	1,799	1,599	1,399
アフリカ	ナイロビ	米・ドル	1,725	1,534	1,342
	ヨハネスブルグ	米・ドル	1,286	1,143	1,000
	ダレサラム	米・ドル	3,422	3,041	2,661

1 級別の欄の級の適用は、次の基準によるものとする。

1級 別表第3の級別の欄の校長、教頭、1級及び2級の適用を受ける者

2級 別表第3の級別の欄の3級及び4級の適用を受ける者

3級 別表第3の級別の欄の5級から8級までの適用を受ける者

別表第5 健康管理手当支給額

配 偶 者 の 有 無	金 額
配 偶 者 の あ る 場 合	60,000 円
配 偶 者 の な い 場 合	30,000 円

別表第6 不健康地健康管理手当の基本額

在 外 教 育 施 設 名	単 位	基 本 額
ダレサラム補習授業校	米・ドル	2,437
ハノイ日本人学校	米・ドル	1,061
ダツカン日本人学校	米・ドル	1,441
ヤンゴン日本人学校	米・ドル	1,471
大連日本人学校	米・ドル	1,016
ニュー・デリー日本人学校	米・ドル	1,289
チェンナイ補習授業校	米・ドル	1,092
ボンベイ日本人学校	米・ドル	1,513
ホーチミン日本人学校	米・ドル	1,014
コロンボ日本人学校	米・ドル	823
イスラマバード日本人学校	米・ドル	1,402
カラチ日本人学校	米・ドル	1,356
ボゴタ日本人学校	米・ドル	1,444
マナオス日本人学校	米・ドル	1,846
マリマ日本人学校	米・ドル	1,322
ブカレスト日本人学校	米・ドル	1,501
モスクワ日本人学校	米・ドル	2,120
テヘラン日本人学校	米・ドル	871
リアド日本人学校	米・ドル	2,102
ジエッダ日本人学校	米・ドル	1,951
ナイロビ日本人学校	米・ドル	2,886

別表第7 高地手当の基本額

在 外 教 育 施 設 名	単 位	基 本 額
ボ ゴ タ日本人学校	米・ドル	4 1 0
日本メキシコ学院日本コース	米・ドル	2 4 6